

第26回（2025年度）島根県障がい者スポーツ大会
「アーチェリー」競技会 開催要項

1. 目的
この大会は、障がいのある人が、競技を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障がいへの理解を一層深め、障がい者の社会参加促進に寄与することを目的とする。
2. 主催
島根県 公益財団法人島根県障害者スポーツ協会
3. 共催（予定）
出雲市
4. 主管（予定）
島根県アーチェリー連盟
5. 後援（予定）※順不同
公益財団法人島根県スポーツ協会 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県身体障害者団体連合会 島根県手をつなぐ育成会 島根県知的障害者福祉協会 一般社団法人島根県精神保健福祉会連合会 島根県精神保健福祉士会 一般社団法人日本精神科看護協会島根県支部 島根県特別支援学校長会 出雲市教育委員会 出雲市スポーツ協会 社会福祉法人出雲市社会福祉協議会 出雲市身障者福祉協会 出雲市手をつなぐ育成会
6. 協力（予定）※順不同
島根県パラスポーツ指導者協議会 島根県聴覚障害者情報センター ボランティアの皆様
7. 期日
2025年5月10日（土）
受付 9：00～9：20 開会式 9：25～ 競技開始 10：00～
8. 申し込み期限
2025年4月22日（火）
9. 会場
サン・アビリティーズいずも
（出雲市今市町北本町 3-1-20 TEL：0853-24-2040）
10. その他
 - ・上記に定める項目の他は「島根県障がい者スポーツ大会全競技共通開催要項」を適用する。
 - ・競技の実施にあたっては、「第26回（2025年度）島根県障がい者スポーツ大会『アーチェリー』競技会 実施要項」を適用する。
 - ・第24回全国障害者スポーツ大会（わた SHIGA 輝く障スポ）に参加を希望する者は、「第24回全国障害者スポーツ大会（わた SHIGA 輝く障スポ）個人競技選手募集要項」を参照の上、必要な手続きを行うこと。

本件に関する送付先・問い合わせ先

公益財団法人島根県障害者スポーツ協会
〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 5 階
TEL：0852-20-7770 FAX：0852-32-5982 メール：info_office@spokyo.org

第 26 回（2025 年度）島根県障がい者スポーツ協会
「アーチェリー」競技会 実施要項

1. 競技規則

開催年度の（公財）日本パラスポーツ協会制定「全国障害者スポーツ大会競技規則」及び「全日本アーチェリー連盟競技規則」並びに本大会の申し合わせ事項を適用する。

2. 参加区分

(1) 個人戦（以下のいずれか 1 種目に出場できる）

- ① リカーブ部門…障がい区分別、男女別とする。
- ② コンパウンド部門…障がい区分は設けず、男女別とする。

(2) 団体戦

個人競技に出場した選手のうち、上位 3 名の合計スコアにより決定する。1 チーム 3 名以上 5 名以内とする。

3. 服装

- (1) 運動に適した服装とする。
- (2) ゼッケンは主催者が交付するものを使用し、競技者のクィーバーまたは大腿部に付ける。

4. 練習

開会式終了後、競技開始前にフリープラクティスを設ける。

5. 用具

- (1) 弓具は選手が用意する。
- (2) 矢には必ずネームを記入する（イニシャルでもよい）。

6. 弓具検査

開会式終了時間から競技開始時間までに会場で行う。

7. 車いす規定

- (1) 車いすの背もたれや支柱、支持物（サイドポート）は体幹（肩甲骨の一番下の位置を横から見て）の半分より前方に出る形状であってはならない。
- (2) 車いすの背面および支持物、手押しのハンドルなどの車いすのパーツは全て、行射の際に選手の腋の下から 110 mm 以上離れた位置にあること。
肩の高さが均等ではない場合は低い方の肩から測定する。
ただし、障害区分 1 の選手で行射中の安全を確保できない場合は、110 mm 以内でも認められる。
また、手押しのハンドルが背もたれと完全に分離され、行射に有利とならない場合は 110 mm 以内でも認められる。
- (3) 障害区分 1、2 とともにシューティングに有利ではなく、座位保持を安定させるために腰部部分をストラップ等で支持することができる。
- (4) 車いすの全長は、1.25m を超えないものとする。図 2 のような車いすはシューティングに有利になるとみなされ禁止される。

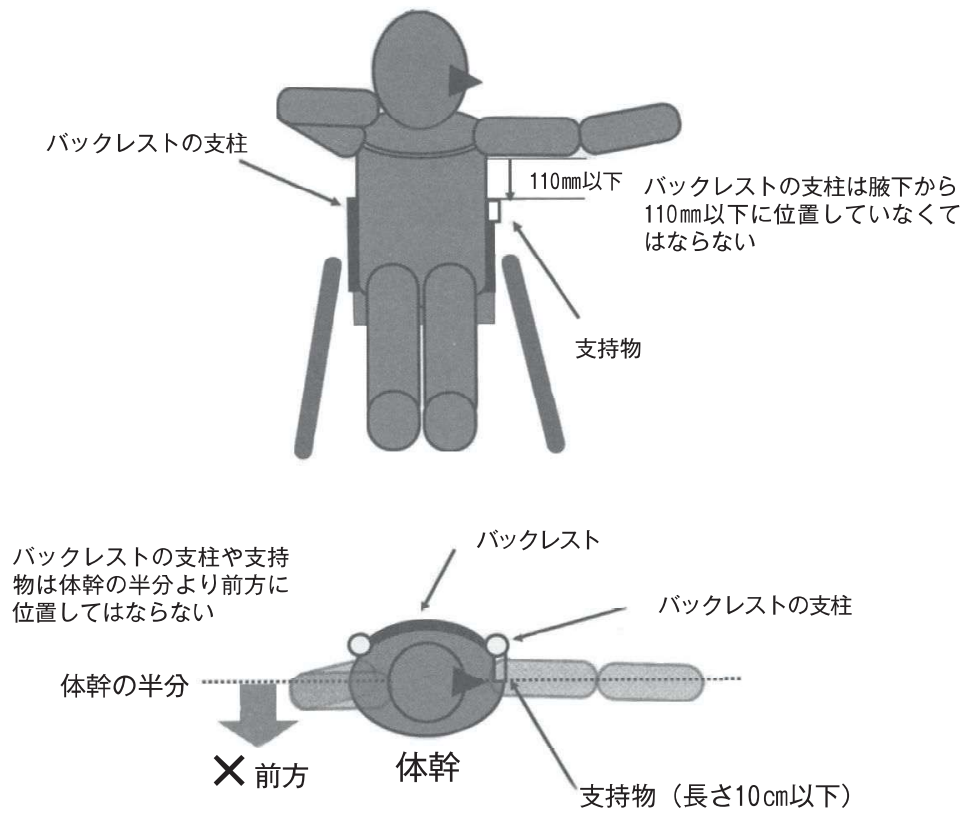
8. 競技方法

- (1) 競技種目は、男女ともインドア 18m ラウンド（60 射）とする。

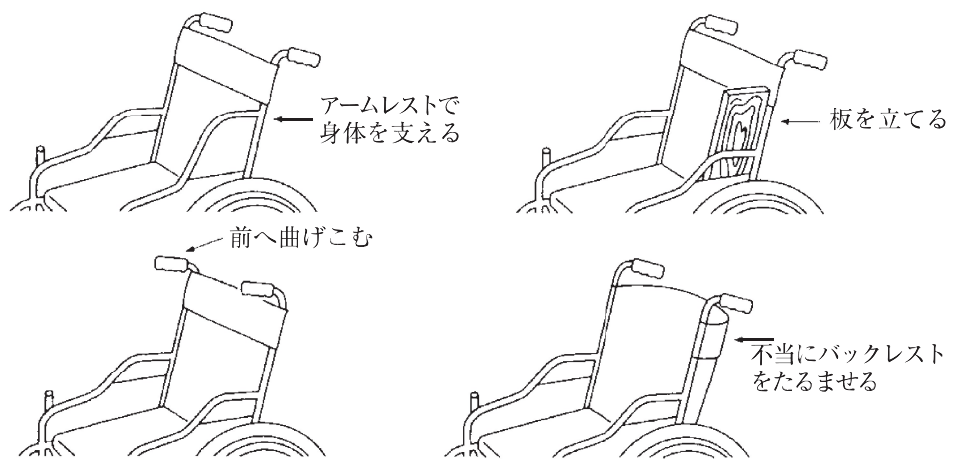
- (2) 標的面は直径 40 cmとする。
- (3) 行射数および行射時間は次のとおりとする。
 - ① 行射数は1エンド3射とする。
 - ② 行射時間は1エンド2分以内とする。(1射40秒以内)
- (4) 障がい区分1および3の選手はリカーブ部門において、審判長の承認を得て手に補助具(リリースエイド等の発射装置)を使用することができる。また、障がい区分1および3以外の選手で上肢にも障がいがあり、補助具を使用しないと行射できない選手も、審判長の承認を得れば使用することができる。
- (6) 行射については次のとおりとする。
 - ① 車いすあるいはいす使用の競技者は、シューティングライン後方に少なくとも車いすの1輪またはいすの1脚を置いて行射しなければならない。
 - ② 行射中は押手並びに弓を車いすやいす等で支えてはならない。
 - ③ 1競技者について最低125 cmの間隔を確保する。またいす使用の競技者は、いすの背もたれや肘掛けなどで体を支えてはならない。
 - ④ 車いすの競技者は、足やフットレストを地面につけてはならない。
- (7) 立順について
2名または3名の競技者が同時に行射する場合、車いすまたはいす使用の競技者は、常にシューティングラインにとどまってもよい。その場合、弓を膝の上もしくはシューティングライン後方に置くことによって行射を終了したものとする。
- (8) コンパウンド部門に出場する選手が団体競技のメンバーである場合、点数の5%引いた点数を採用することとする。
- (9) 特別な事情のある選手には主催者の許可を得てアシスタントを付けることができる。ただし、原則アシスタントを認めるのは障がい区分1の選手のみとする。
- (10) 採点は相互看的とし、困難な場合は代行を認める。

〔図1〕

前方から見た図



〔図2〕



「全国障害者スポーツ大会競技規則集 ～令和5年4月1日より実施分～」より引用

アーチェリー 障がい区分表

●男女別

△男女混成可、年齢・障がい区分なし

		区分番号	障がい区分	個人競技		団体競技
				リカーブ部門	コンパウンド部門	
肢体不自由	脳原性麻痺以外の車いす使用	1	第8頸髄まで残存	●	●	△
		2	その他の車いす	●		
	切断・機能障がい	3	上肢障がい	●		
		4	下肢障がい（いす・車いす使用を含む）	●		
		5	体幹	●		
	脳原性麻痺	6	脳原性麻痺	●	●	
聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい		7	聴覚障がい	●		
内部障がい		8	ぼうこう又は直腸機能障がい	●		
知的障がい		9	知的障がい	●		
精神障がい		10	精神障がい	●		

※区分1には、「第6頸髄まで残存」及び「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

〈参考資料〉 障がい区分の解説

■肢体不自由1

			障がい区分名	解説
切断または機能障がい	立位	上肢	手部	片側及び両側の手部切断
			片前腕	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者
			片上腕	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者
			両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者
			両上腕	両上腕の切断者
		片前腕及び片上腕	片前腕の切断及び片上腕の切断者	
		機能障がい	片上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のうち一又は二関節に機能障がいがある者
			片上肢完全	片側の肩・肘・手関節の全てに機能障がいがある者
			両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうち一又は二関節に機能障がいがある者
			両上肢完全	両側の肩・肘・手関節の全てに機能障がいがある者
	片下肢		片足部の切断を含む片下肢の切断者	
	下肢	片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者	
		両下腿	両側の下腿の切断者	
		両大腿	両側の大腿の切断者	
		片下腿及び片大腿	片下腿の切断及び片大腿の切断者	
		機能障がい	片下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうち一又は二関節に機能障がいがある者
	片下肢完全		片側の股・膝・足関節の全てに機能障がいがある者	
	両下肢不完全		片側の股・膝・足関節のうち一又は二関節に機能障がいがあり、両側にそれぞれある者	
	両下肢完全		両側の股・膝・足関節の全てに機能障がいがある者	
	上下肢		切断	片上肢及び片下肢
多肢切断		三肢以上の切断者		
機能障がい		片上肢不完全及び片下肢不完全	片上肢不完全及び片下肢不完全の者	
		片上肢完全及び片下肢完全	片上肢完全及び片下肢完全の者	
		両上肢不完全及び両下肢不完全	両上肢不完全及び両下肢不完全の者	
体幹	体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊椎力リエス等による体幹の障がい該当する）【注1】		

【注1】四肢の機能障がいを伴う場合は体幹の機能障がいがあってもこの区分には該当しない。

■肢体不自由2

			障がい区分名	解説
脊髄損傷等	陸上・ボッチャ	脳原性麻痺以外で車いす常用又は使用	第6頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常）
			第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）
			第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
			下肢麻痺で座位バランスあり	
			その他の車いす（陸上）	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者（例：両下肢切断のため車いすを使用し競技する者）
			多肢切断（ボッチャ）	三肢以上を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者
	水泳	脊髄損傷等（脊髄損傷や脊髄腫瘍等脊髄疾患、ポリオ、ギランバレーなどの疾患により対麻痺や四肢麻痺相当である場合はこの区分になる。切断や奇形、脳性麻痺による場合はそれぞれの該当区分の適用になる。）	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）
			第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
下肢麻痺で座位バランスあり			座位バランスのある脊髄損傷者等【注3】	

【注2】「座位バランス」の判定は、「ハそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。

【注3】（水泳）下肢の切断や欠損等による車いす使用者は「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること。

■肢体不自由3

			障がい区分名	解説	
脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	陸上・ポッチャ	車いす	四肢麻痺で車いす使用（陸上）	四肢に著しい可動域制限や協調運動障がいがある者で両上肢駆動による車いす使用者	
			四肢麻痺で車いす常用、または使用（ポッチャ）	四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者	
			けて移動	両上肢の障がいがあるため、両下肢又は片下肢で車いすを駆動させる者	
			片上下肢又は片下肢で車いす使用	片側の上下肢又は片側の上下肢で車いすを操作する者	
		立位	上肢で車いす使用（陸上）	上肢による車いす使用者【注4】	
			その他走不能（陸上）	下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者	
			その他走不能（ポッチャ）	杖や下肢装具等の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者	
			上肢に不随意運動を伴う走可能（陸上）	目的動作に障がいのある上肢協調運動障がいがあるが、杖・歩行器を用いずに走ることが可能な者	
	水泳		その他走可能（陸上）	「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない杖・歩行器を用いずに走ることが可能な者全てがこの区分に該当する。	
			四肢麻痺（車いす常用）	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障がいがある者で上肢駆動による車いす使用者	
			上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	意図的な動作に障がいがある等の上肢の協調運動障がいがあり、走ることが不可能な者	
			両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障がいがある者（車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い）	
			上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	上肢の協調運動障がいがあるが軽度な者で、走ることが不可能な者	
			片側障がい片上肢機能全廃	片側障がい片上肢機能全廃で患側上肢のストローク動作も走ることが不可能な者	
			その他の片側障がい走不能	片側障がい片上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者	
	卓球	立位	その他走可能	上肢の協調運動障がいがあるが軽度で走ることが可能な者や、片側障がい片上肢でも走ることが可能な者等、上記区分に該当しない者	
			車いす	車いす使用	車いすを使用して競技をする全ての脳原性麻痺者
			杖又は松葉杖使用	杖又は松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技をする者
				上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障がいがある等の上肢の協調運動障がいがある者
				上肢に不随意運動なし	上肢の協調運動障がいがない立位者
片側障がい	片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障がいがあるが、杖や松葉杖等を使用して競技をしない者				

【注4】ハンドリムを瞬時に把持したり、ハンドリムをプッシュする際に肘関節を完全に伸展させることができるものはこの区分に該当する。

■肢体不自由4

障がい区分名	解説
電動車いす常用（陸上）	四肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者
電動車いす常用（ポッチャ）	四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者
浮具使用（水泳）	重度の四肢体幹機能障がいのある者で、浮具を使用する者

■視覚障がい

障がい区分名	解説
視力0から0.01	・視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。視力を算出する際、光覚弁、手動弁は視力0、指数弁は視力0.01とする。
その他の視覚障がい	・矯正後の良い方の視力が0.02以上の場合、視野障がいの有無に関わらず、その他の視覚障がいへ区分される。

■内部障がい

障がい区分名	解説
ぼうこう又は直腸機能障がい	脊髄損傷等で合併したぼうこう又は直腸機能障がいは含まない。